

市からのお知らせ

Hot news of daily life

お知らせします！青森市の財政状況

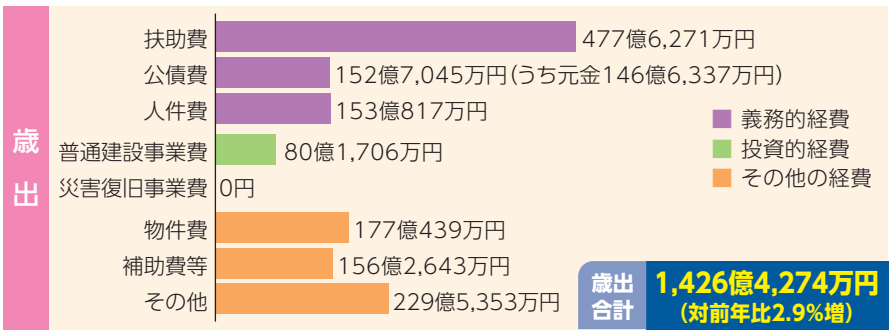
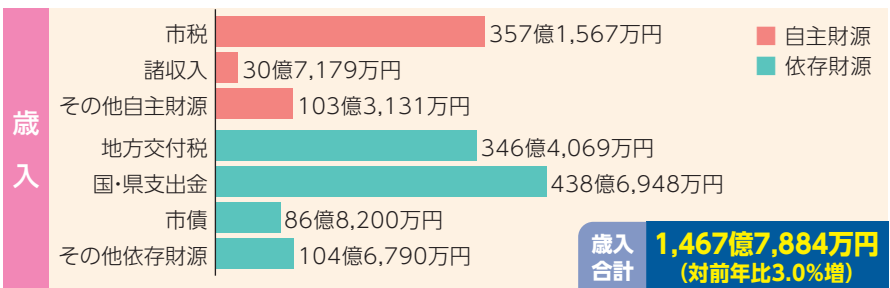
令和7年度決算の概要

皆さんの大切な税金をもとに運営される市政。どのくらいの収入があり、どのような目的に使われたのか。決算の概要と財政状況をお知らせします。

☎ 財政課 (☎017-734-5187)

一般会計

福祉、教育、環境、消防、道路など、市の基本的な行政サービスを行う会計です。



歳入歳出差引額から翌年度繰越財源
5億4,964万円を除いた **実質収支額**
35億8,646万円

特別会計

市が特定の事業を行う場合、その事業で得られる収入を財源として支出するため、一般会計とは別に経理を行う会計です。

会計名	歳入	歳出
競輪事業	409億6,325万円	409億4,435万円
国民健康保険事業	247億9,726万円	247億8,354万円
卸売市場事業	6億7,981万円	6億6,950万円
介護保険事業	330億4,642万円	322億1,160万円
母子父子寡婦福祉資金貸付金	1億2,532万円	9,781万円
後期高齢者医療	45億8,746万円	44億7,624万円
駐車場事業	2億6,095万円	2億2,956万円

企業会計

地方公営企業法の適用を受けて、民間企業と同じように、事業収益で経営している会計です。

会計名	区分	収入	支出
病院事業	収益的	107億4,358万円	123億6,666万円
	資本的	6億3,101万円	9億7,910万円
水道事業	収益的	57億9,433万円	57億1,589万円
	資本的	8億844万円	30億6,490万円
自動車運送事業	収益的	25億789万円	24億7,753万円
	資本的	4億530万円	4億5,172万円
下水道事業	収益的	82億3,418万円	73億7,895万円
	資本的	46億7,220万円	87億2,992万円
農業集落排水事業	収益的	3億6,463万円	3億3,241万円
	資本的	1億8,540万円	3億2,828万円

※収支不足額は、それぞれ内部留保資金（消費税及び地方消費税資本的収支調整額ほか）などで補填しました。

まとめ

実質公債費比率（借入金の返済額が収入に占める割合）がピークである平成29年度の15.2%から4.9ポイント減少するとともに、将来負担比率（将来負担する負債額が収入に占める割合）が同時期の104.3%から19.5ポイント減少するなど、青森市の財政は健全化が進んでいます。本市の将来都市像「みんなで未来を育てるまちに」の実現に向けて、持続可能で健全な財政運営を行うために、社会情勢の変化などを的確に捉え、不断の事業見直しを進めていきます。

市民1人当たりの歳出（一般会計）

市民1人当たりに使われたお金		55万4,905円
民生費	高齢者や障がい者、子どもの福祉など	24万7,726円
土木費	公園、道路、河川の整備、除排雪など	6万4,565円
総務費	戸籍証明書発行などの窓口業務、選挙など	5万2,380円
教育費	学校教育や社会教育など	5万2,904円
衛生費	保健、医療、ごみ、し尿処理など	3万5,428円
商工費	商工業の振興、物価高騰対策としての事業者支援など	1万2,014円
公債費	市債（市の借入金）の返済	5万9,405円
その他	消防、救急、農林水産業の振興、議会、雇用対策など	3万482円

※令和8年4月1日時点の人口257,058人で計算

※端数処理の関係で各項目の計は「市民1人当たりに使われたお金」と一致しません。

財政の健全化に関する財政指標

令和7年度決算を基に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による財政指標を算定しました。いずれの指標とも国の基準を下回り、指標上の問題はありません。しかし、病院事業会計と自動車運送事業会計において資金不足が発生しており、経営改善に向けた取組を強化していく必要があります。

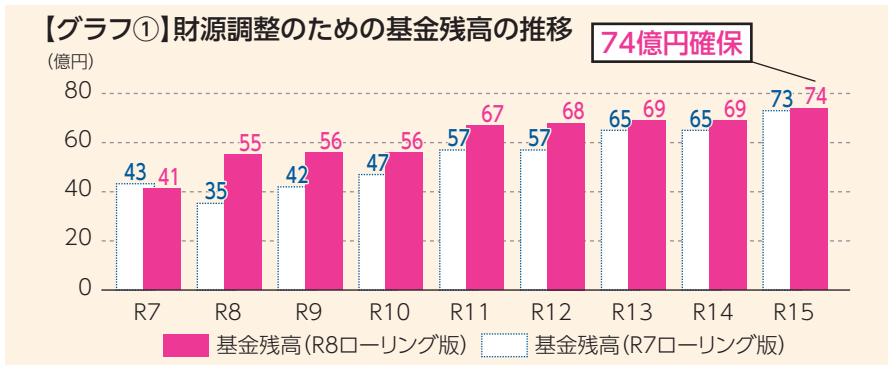
指 標	内 容	前年度	令和 7年度	国の基準	
				早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字 比率	一般会計を中心とした赤字の割合。比率が大きいほど財政状況が悪化していることを示します。	赤字なし	赤字なし	11.25 %	20.00 %
連結実質赤字 比率	全会計の赤字の割合。比率が大きいほど財政状況が悪化していることを示します。	赤字なし	赤字なし	16.25 %	30.00 %
実質 公債費 比率	市の標準的な年間収入に対する借金返済額の割合。比率が大きいほど借金返済に財政が圧迫されていることを示します。	10.9%	10.3%	25.0 %	35.0 %
将来負担 比率	市の標準的な年間収入に対する将来に負担が見込まれる負債の割合。比率が大きいほど将来財政を圧迫する可能性が高いことを示します。	81.6%	84.8%	350.0 %	—
資金不足 比率	各公営企業の手持ちの資金などの不足額が営業収益に占める割合。比率が大きいほど経営状況が悪化していることを示します。	病院事業	13.5%	5.0%	経営健全化 基準 20.0%
		水道事業	資金不足なし	資金不足なし	
		自動車運送事業	5.9%	4.9%	
		下水道事業	資金不足なし	資金不足なし	
		農業集落排水事業	資金不足なし	資金不足なし	

青森市財政プラン令和8年度ローリング版

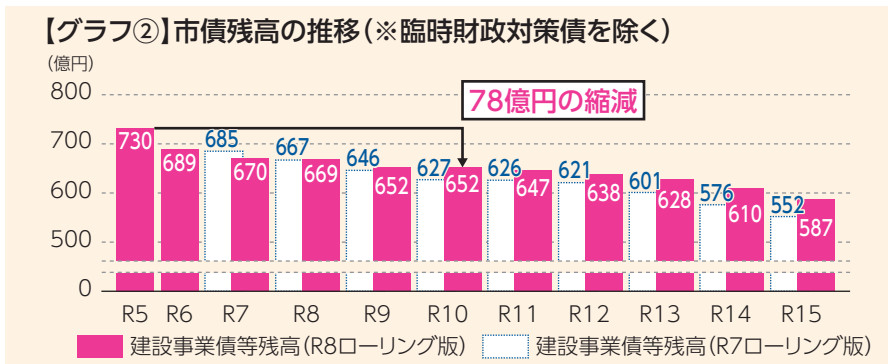
持続可能な財政運営を行っていくための指針として、令和6年10月に、「青森市財政プラン（2024～2028）」を策定し、毎年度、ローリング（見直し）を行っています。

【財政目標①】 財源調整のための基金70億円確保に向けた取組を継続

令和7年度末における基金残高は、2年連続となった豪雪災害に対応するための除排雪経費や給与改定等に伴う人件費の増加などがあった一方で、過去最大の除排雪経費に対する国・県からの財政支援や特別交付税により昨年度のローリング版と比べ1.7億円の微減となりましたが、今後は増加傾向となる見込みであり、令和15年度末の基金残高は約74億円を確保する見込みです。



【財政目標②】 市債発行額の抑制による市債残高の縮減



～長年の功績に感謝をこめて～ 令和8年度青森市表彰 受賞おめでとうございます

10/2、「令和8年度青森市表彰」の表彰式を、ホテル青森で行いました。

青森市表彰は、市勢発展に功績のあった個人や団体を表彰するもので、今年度は40人が受賞されました。受賞された皆さん、おめでとうございます。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



◆青森市表彰受賞者（順不同・敬称略）

【地方自治功労…26人】

山口満、佐々木博臣、岩淵壽満、菅原誠、成田弘視、山田修利（町会長）／渡邊文教、遠藤直樹（納税団体役員）／桑田克仁、小山内英樹、澤谷継男、木村英樹、風晴智保、田辺勝、永井満、藤林肇嗣、山田正樹、太田則昭、木村豊、蝦名譲、山口美正、高橋修一、西村勝、出町彰（消防団員）／佐藤又八、相坂敬一（財産区管理委員）

【教育・学術・体育等文化功労…3人】

小野優子（芸術文化振興）／中山武廣（学術文化振興）／中田純司（体育振興）

【公益、社会福祉功労…10人】

工藤知久子、木村久喜子、若佐谷誠子、中嶋優子（民生委員・児童委員）／川嶋勝美（保護司）／沼田徹（人権擁護委員）／越前屋綾子（少年補導協力員）／嶋中繁樹（学校歯科医）／山敷宏正、渡邊拓（急病センター派遣医）

【寄附…1人】

木村忠志

 市民協働推進課（☎017-734-2324）

青森市立青嶺のぞみ中学校 入学願書受付中

R9.4月に古川小学校内に開校する、公立夜間中学「青森市立青嶺のぞみ中学校」の入学願書を受け付けています。

入学をお考えのかたに向け、個別相談を実施しますので、お気軽に下記までお問合せください。

◆校歌「茜色の空」が完成しました！

制作を手掛けていただいたのは、青森市出身のSING LIKE TALKINGの佐藤竹善さん（作曲）、藤田千章さん（作詞）です。二次元コードから、音源を聴くことができます。



 教育委員会事務局総務課（☎017-718-3475）

ごみの搬入先を変更します

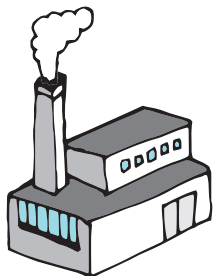
清掃工場の施設点検のため、11/7（土）のごみの自己搬入は一般廃棄物最終処分場へお願いします。

家庭系ごみは無料（ただし、清掃工場で処理できない大きさの粗大ごみなどは10kgまでごとに110円）、事業系ごみは10kgまでごとに110円

時 11/7（土）8:30～16:30

 青森市清掃工場（☎017-757-8840）

青森市一般廃棄物最終処分場（☎017-787-2108）



青森市指定ごみ袋に関する 臨時措置を解除します

10月末をもって、指定ごみ袋以外で出された可燃ごみを収集対象とする、臨時措置を解除します。11月以降は指定ごみ袋でのごみ出しをお願いします。引き続き、指定ごみ袋の買いだめや過度な購入はお控えください。

 廃棄物・リサイクル課（☎017-718-1179）

女性に対する暴力をなくす運動

11/12（木）～25（水）は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。「配偶者やパートナーなど、お互いにとってよりよい関係」とは何かを考えてみませんか。



関連イベント

✂️「パープルリボン街頭キャンペーン」

女性に対する暴力防止の啓発活動として、パンフレット・チラシ・ティッシュなどを配布。

時 11/18（水）12:00～12:30 所 アウガ正面出入口前

✂️「パープル&オレンジWリボンねぶた&フレンドシップキルト」展示

時 11/1（日）～29（日）※11/11（水）休館日 所 カダール インナーパーク

✂️「暴力や虐待のない未来への想いをむすぶ

パープル&オレンジWリボン 手作りガーランド&メッセージ展」アコールを利用するサークルの皆さんがDV・児童虐待防止への願いを込めて制作したガーランドを展示します。

時 11/1（日）～29（日）※11/11（水）休館日 所 カダール 常設ボード

✂️「～暴力や虐待のない未来へ、みんなの思いをリボンに込めて～

パープル&オレンジWリボン 手作りオーナメント・メッセージ展」アコールを利用するサークルの皆さんがDV・児童虐待防止への願いを込めて制作したオーナメントやメッセージを展示します。

時 11/2（月）～29（日）9:00～18:00 ※11/8（日）休館日

所 働く女性の家「アコール」

◆青森市DV相談支援センター

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、重大な人権侵害です。配偶者やパートナーからの暴力の悩みに相談員が応じます。ひとりで悩まず、まずはお電話を。

☎017-734-5318【相談専用】

時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:00

備 来所相談は要予約



 人権男女共同参画課（☎017-734-2296）

男女共同参画プラザ「カダール」（☎017-776-8800）

働く女性の家「アコール」（☎017-723-1700）

あおもり性暴力被害者支援センター りんごの花ホットライン（性暴力被害専用相談電話）

性犯罪・性暴力の被害に遭われたかたやそのご家族などからの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートします。

☎017-777-8349 または ☎#8891

専門の研修を受けた相談員が対応します。秘密は厳守します。

◆相談受付日時 月～金 9:00～17:00

上記時間以外、土・日、祝日、年末年始は、国のコールセンターにつながります。

 あおもり性暴力被害者支援センター（☎017-777-8349）

ボランティアの支援活動員募集

（公社）あおもり被害者支援センターでは、ボランティアの支援活動員を募集しています。

 （公社）あおもり被害者支援センター（☎017-718-2085）

アコール階段ギャラリー「知って、気づいて、防ごう！ DV・児童虐待防止パネル展」

DV・児童虐待防止の啓発のため、関連資料や相談先を紹介するパネル展示を行います。防止への願いを込めて、パープル・オレンジWリボンをツリーに飾りましょう。

時 11/2（月）～29（日）9:00～18:00 ※11/8（日）休館日

所  働く女性の家「アコール」（☎017-723-1700）



津波浸水想定区域へ 自動解錠キーボックスを設置

津波浸水想定区域の小・中学校や市民センターなどに、津波警報などに連動し、自動的に解錠するキーボックスを設置しました。津波からの避難は原則、津波浸水想定区域外への避難が優先となりますが、万が一逃げ遅れた場合は当該キーボックスから鍵を取り出し、施設を解錠して入館し上階に避難してください。

◆対象施設

旧後潟小学校、北小学校、北中学校、油川小学校、油川中学校、油川市民センター、沖館市民センター、篠田小学校、千刈小学校、沖館中学校、古川小学校、古川中学校、古川市民センター、長島小学校、浦町小学校、橋本小学校、荻町小学校、浦町中学校、堤小学校、中央市民センター、浪打小学校、合浦小学校、佃小学校、造道小学校、造道中学校、東部市民センター、野内小学校、ゆ〜さ浅虫
※玄関横などに設置しています。※造道小学校は改築工事終了後に設置。

◆使い方

- ①右上のボタンを押す。
- ②ボタンの周りが点滅から点灯に代わる。
- ③ボックスの扉を開け鍵を取り出す。
- ④施設の入口を解錠して上階に避難する。



 危機管理課 (☎017-734-5059)

災害時の 指定緊急避難場所を指定しました

災害時の指定緊急避難場所について、下記のとおり指定しました。
◆**新規指定** 県営浅虫水族館正面出入口（屋外） 浅虫馬場山1-25
 危機管理課 (☎017-734-5059)

国民健康・栄養調査にご協力ください

厚生労働省では、国民健康・栄養調査を実施しています。10月末に、調査対象となった世帯へ調査票記入と、調査会場への来場をお願いするため、調査員（調査証を携帯）が訪問します。

調査会場へ来場できない場合、調査票は調査員が回収、または郵送による提出が可能です（一部、オンライン回答可）。ご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用されることはありませんので、調査へのご協力をお願いします。

◆対象となる地域、調査日時及び会場

柳川一丁目3の一部の地域

- ・日時 11/11（水）15:00～18:00
- ・会場 柳川庁舎2階会議室

 健康づくり推進課 (☎017-718-2942)



厚生労働省
YouTubeチャンネル

人事行政の運営などの状況を公表します

市では、情報の透明化・共有化を目的に、職員数や職員の給与など、市の人事行政の運営などの状況について公表しています。紙面の都合上、抜粋して掲載していますが、全項目については下記閲覧場所に備付けのほか、市HPIに掲載していますので、ご覧ください。  人事課 (☎017-734-5093)  1006723

1 職員数（総職員数）

区 分		条 例 定 数	R7.4.1 a			R8.4.1 b			比較 b-a		R7.4.1 会計年度 任用職員	R8.4.1 会計年度 任用職員	比較 会計年度 任用職員	こちらでご覧になれます
市長事務部局	市民病院を除く事務部局	1,381	1,264	(42)	1,283	(28)	19	(△14)			818	844	26	【閲覧場所】 ・情報公開コーナー（本庁舎3階） ・駅前庁舎1階 ・柳川・東岳・高田情報コーナー ・浪岡振興部総務課 ・市民図書館 ・各支所・各市民センター ・浪岡中央公民館
	市民病院	669	547	(0)	544	(0)	△3	(0)			227	225	△2	
議会事務部局		22	16	(0)	16	(0)	0	(0)			3	3	0	
教育委員会	事務部局	188	165	(0)	168	(0)	3	(0)			73	74	1	
	学 校	108	97	(1)	95	(0)	△2	(△1)			48	47	△1	
選挙管理委員会事務部局		11	7	(0)	7	(0)	0	(0)			1	1	0	
監査委員事務部局		11	8	(0)	8	(0)	0	(0)			0	0	0	
農業委員会事務部局		19	12	(1)	12	(1)	0	(0)			7	6	△1	
公営企業	水道事業	275	232	(7)	238	(5)	6	(△2)			37	47	10	
	自動車運送事業	109	86	(11)	86	(7)	0	(△4)			103	111	8	
計		2,793	2,434	(62)	2,457	(41)	23	(△21)			1,317	1,358	41	

(注1) ()内は、再任用短時間勤務職員数(外数)です。
(注2)会計年度任用職員の職員数は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の総数です。

(単位:人)

2 職員の人事評価の状況

項目	区分	能力評価	業績評価
評価期間		R6.10/1～R7.9/30 (R7.4/1～R8.3/31)	R7.4/1～R8.3/31
評価基準日		R7.8/1 (R7.9/1)	R8.2/1 (R7.9/1)
対象者		全ての一般職の職員	全ての一般職の職員
実施者数		2,437人	2,442人

(注1) ()内はフルタイム会計年度任用職員の評価期間などです。
(注2)パートタイム会計年度任用職員は含まれていません。

3 職員の給与の状況

(1)平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

R7.4/1現在

一 般 行 政 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
325,936円	392,499円	42.7歳

(注1)平均給与月額は、給料月額、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などを含みます。
(注2)再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員は含みません。

(2)期末・勤勉手当の支給割合（令和7年度）

区 分	期末手当	勤勉手当
年度計	2.525月分 (1.425月分)	2.125月分 (1.025月分)
前年度比	+0.025月分 (+0.025月分)	+0.075月分 (+0.025月分)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
※人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告等を勘案し、引き上げたものです。

(3)特別職の報酬などの状況

R7.4/1現在

区 分	給料・議員報酬月額	期末手当
市 長	1,000,000円	(令和7年度支給割合) 6月期 1,700月分 12月期 1,800月分 計 3,500月分 (前年度比 +0.10月分)
副市長	788,000円	
議 長	658,000円	
副議長	603,000円	
議 員	580,000円	

4 職員の休暇・休業の取得状況

(1)一般職員の年次有給休暇

区 分	内 容
付与日数(1年間)	20日以内
繰越限度日数(1年間)	20日以内
平均取得日数(令和7年度実績)	14.7日

(注)平均取得日数は、令和7年度中に育児休業、休職または停職期間のある職員及び中途採用、中途退職、派遣期間のある職員は含みません。

(2)育児休業などの取得状況

(単位:人)

区分	令和7年度の取得者数			令和7年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数 (R7.4～9月)	育児短時間 勤務者数	育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数 (R7.4～9月)	うち育児短時間 勤務者数
男性職員	18	0	1	24	18	0	0
女性職員	29	11	1	29	29	0	0
計	47	11	2	53	47	0	0

(注1)育児休業…子が3歳に達する日までで休業することができます。
部分休業…子が小学校就学の始期に達する前日まで、1日を通じて2時間以内または1年につき10日相当の範囲内で休業することができます。
育児短時間勤務…子が小学校就学の始期に達する前日まで、条例などで定める短時間勤務形態での勤務となります。
(注2)上段は令和7年度に新たに取得した者の数、下段は令和6年度以前から引き続いて取得している者の数

5 職員の研修の状況

研修実績(令和7年度)

研 修 名			人 数
必修研修	階層別研修	主事級職員研修	708
		チームリーダー等職員研修	230
		課長等職員研修	241
		60歳職員研修	111
		会計年度任用職員研修	56
	特別研修	接遇研修	37
		会計庶務事務等研修、公金取扱事務等研修	84
		その他の研修（資格取得研修など）	942
自己啓発研修		17	
派遣研修		44	
計		2,380	

※会計年度任用職員研修には、パートタイム会計年度任用職員を含みます。

高齢者世帯などの屋根の雪下ろし費用を助成します

助成額 屋根の雪下ろしにかかった費用の2分の1
(上限額1シーズン25,000円／上限額に達するまで申請可能)

助成対象 ※年齢は令和9年3月31日現在
原則として次の①～③の要件全てに該当するかた
①いずれかの要件に該当する世帯
・65歳以上のかたの世帯
・身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたの世帯
・子どもが18歳以下の母子世帯
②市内に住所を有し、一戸建て住宅(自己所有)に居住
③同一建物の居住者全員が令和8年度住民税非課税

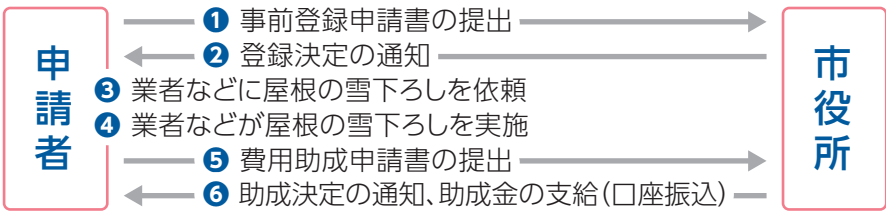
助成対象外

生活保護世帯／間口除雪の費用／個人のうち、親族が実施したもの／居住していない建物(空き家、店舗)／集合住宅(アパートなど)／車庫、物置のみ実施したもの／登録日以前に実施したもの

市の除排雪対策本部が雪害対応体制へ移行したときは助成上限額や助成対象を拡充

- ・上記①～③に該当する世帯の助成上限額を5万円に引上げ
 - ・上記①②に該当する住民税課税世帯も対象とし、雪害対応体制へ移行後に行った屋根の雪下ろし費用の4分の1(上限額1シーズン25,000円)を助成
- ※事前登録が必要(雪害対応体制へ移行前から可能)

申請の流れ ※毎年度、事前登録が必要



事前登録 ①に必要なもの

- ・事前登録申請書(市HPにも掲載 ID1008274)
- ・障害者手帳(お持ちのかた)
- ・申請者の印鑑(代筆の場合)

費用助成申請 ⑤に必要なもの

- ・助成申請書(②登録決定の通知時に郵送)
- ・申請者本人の口座情報が分かるもの(通帳の写しなど)
- ・雪下ろしを行う前と後の写真
- ・領収書などの写し
- ・申請者の印鑑(代筆の場合)

申請窓口 ・駅前庁舎4階 福祉政策課
・浪岡庁舎1階 浪岡振興部健康福祉課

申請期間 11/2(月)～R9.3/31(水)
※土・日、祝日、年末年始を除く

☎福祉政策課(☎017-734-5313)、浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1134)



浪岡地区

高齢者世帯等 冬期除雪サービス

自宅玄関から公道までの除雪を援助します(利用者負担:1時間200円)。

☎浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1134)

対象 65歳以上のかたのみの世帯など(全員が当該年度の住民税非課税、浪岡地区に除雪を援助する親族が居住していない)
申請窓口 浪岡庁舎1階 浪岡振興部健康福祉課
申請締切 12/28(月)まで
必要なもの 代筆の場合は申請者の印鑑(認印)

青森地区

ボランティアによる雪処理支援

間口除雪・屋根の雪下ろしの支援を行います。



本支援は、ボランティアの申込状況により対応できない場合があります。

☎青森市社会福祉協議会(☎017-723-1340)、福祉政策課(☎017-734-5313)

要件	間口除雪(福祉の雪対策事業)	屋根の雪下ろし(屋根の雪下ろし奉仕活動) ※積雪1mを超えた場合に実施
対象世帯(いずれかに該当)	・75歳以上のかたのみの世帯 ・身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)のかたのみの世帯 ・要介護3～5認定のかたのみの世帯	・65歳以上のかたのみの世帯 ・身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)のかたのみの世帯 ・子どもが18歳未満の母子家庭
住居	居住している一戸建て(借家可)	居住している自己所有の一戸建て
収入	世帯全員が住民税非課税	低所得
親族	居住または隣接する町会に3親等以内の親族が居住していない	市内に親族が居住していない
相談先	居住の地区社会福祉協議会へ	地区担当の民生委員へ

生活道路の除排雪が変わります

青森市では、今冬から、除雪と排雪を分けた「迅速性を重視した除排雪」に取り組みます。より迅速な除排雪を実現するためには、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。詳細は広報あおもり12月号でお知らせします。

☎道路維持課(☎017-752-8584)



犯罪被害者月間

11/1(日)～12/1(火)は、犯罪被害者などが置かれている状況や犯罪被害者の名誉または平穏な生活への配慮の重要性などについて、国民の理解を深めることを目的とした「犯罪被害者月間」となっています。

市では、市民の皆さんが安心して暮らせる地域社会の実現を目的に「青森市犯罪被害者等支援条例」を制定し、関係機関・団体と連携し、相談や情報提供、経済的負担の軽減、居住の安定など犯罪被害者などの支援をする取組を進めています。

犯罪被害に遭われたかたやその家族などは、直接的な被害だけでなく、精神的な苦痛を受けたり身体に不調を来したりするなど、二次的な被害にも苦しめられます。傷ついた人に寄り添い、助け合える社会をつくりましょう。

☎生活安心課(☎017-734-5258)

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョッとちゃん」



12/1(火)から冬ダイヤに変わります

冬期間の交通環境の変化に対応するため冬ダイヤを運行します。

◆主な改正内容

- ①戸山団地線、沢山線の自由ヶ丘団地・浜館経由を迂回経路で運行します。
- ②野木線の牛館経由(上野～牛館屯所前～牛館間)を冬期間運休します。
- ③岩渡線の(牧場前～森の広場前～高峰～岩渡間)を冬期間運休し、「つくしが丘病院前」を起終点に変更します。
- ④野木和団地線の新生町経由を冬期間、羽白沢田経由で運行します。
- ⑤バス停留所の名称を変更します。
 - ・「小橋稲田」→「小橋伊沢」
 - ・「健康ランド前」→「新田忍」
 - ・「地域整備部前」→「東青森土整備事務所前」
- ⑥県営スケート場の営業終了に伴い、R9.2/1(月)から「スケート場前」「サンドーム前」バス停留所を廃止します。(スケート場線は、起終点をシーナシーナ青森前に変更)

詳しくは市営バスHPでご確認ください。

◆新しいダイヤを次のとおりお知らせします

- 11/17(火)から
 - ・各バス停の通過時刻は、市営バスHPで確認できます。
 - ・利用するバス停などの時刻表は、東部・西部各営業所、青森駅前発売所、NTT青森支店発売所のほか、市役所本庁舎、駅前庁舎、各市民センターなどで配布します。
- 11/24(火)から
 - ・ポケット時刻表を東部・西部各営業所、乗車券各発売所で配布します。数に限りがあります。

☎東部営業所(☎017-726-5443)、西部営業所(☎017-788-2326)
交通部管理課(☎017-726-5453)



市営バスHP

11月は「いきいきシルバー交通安全強化月間」

この時期は日没が早く、夕暮れ時から夜間にかけて高齢者の交通事故が多発する傾向があります。夜道を歩く際は、運転者から発見されやすい明るい色の服や反射材用品を着用するなど、交通事故防止に努めましょう。

運転者は歩行者、特に高齢者が多い場所では、減速・徐行するなど歩行者優先意識を持ち、思いやり運転に努めましょう。また、夜間の対向車や先行車のいない状況ではハイビームを活用しましょう。

問 生活安心課 (☎017-734-5258)

障がい者週間特別展示

視て!聴いて!触って!バリアフリーな図書館～障がいのある人もない人も、みんなが読書でつながろう!～

時 11/25(水)～12/8(火)9:00～20:00

内 盲・聾・特別支援学校等児童・生徒の作品、点字図書、録音図書、さわる絵本などの展示、視覚障がい者用機器体験など

※内容によって、開催日時が異なります。詳細はお問合せください。

所 問 市民図書館 (☎017-776-2455)

人権擁護委員の表彰

長年にわたり、人権擁護委員として人権擁護と人権思想の普及高揚に貢献した功績により、次のかたが表彰されました。おめでとうございます。

◆法務大臣表彰 長谷川 満春さん

問 青森地方法務局人権擁護課 (☎017-776-9024)

市営住宅の入居者を募集

- ◆申込期間** 11/2(月)～16(月)
- ◆抽選予定日** 12/5(土) (申込者には、抽選会のご案内をはがきで通知)
- ◆入居予定日** R9.1月中旬以降

団地名	住所	募集戸数	住戸タイプ	階数 エレベーターの有無	参考月額使用料
青森地区					
① 市営住宅 小柳第一団地	小柳三丁目 小柳四丁目	3	2DK(5.8畳、5.7畳、DK)	6・7・9階 有	15,800～31,100円
② 市営住宅 小柳第二団地	小柳五丁目	1	3LDK(6畳、6畳、4.5畳、LDK)	1階 無	14,500～28,600円
③ 市営住宅 小柳第三団地	けやき二丁目	1	3DK(6.5畳、6畳、4.5畳、DK)	1階 有	15,800～31,100円
④ 市営住宅 千草団地	桜川八丁目	2	3DK(7.5畳、6畳、4.5畳、DK)	2・4階 無	12,000～23,600円
⑤ 市営住宅 野木和第二団地	羽白字沢田	1	3LDK(8畳、6畳、6畳、LDK)	1階 無	20,600～40,500円
浪岡地区					
⑥ 市営住宅 赤川団地	浪岡字平野	2	3K(6畳、4.5畳、3畳、K)	4階 無	7,200～9,100円

- ◆申込資格**
- ▶ 現に住宅に困窮していることが明らかなかた
(原則として居住可能な持家があるかたは申込できません)
 - ▶ 同居する親族があるかた
※②⑤は入居する世帯員が4人以上
※⑥は一人で生活できる60歳以上のかた、生活保護受給者や障がい者、DV被害者などは、単身世帯での申込みも可能。
 - ▶ 世帯の月額所得が15万8千円以下(高齢者世帯・障害者世帯・子育て(18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子がいる)世帯・若者夫婦(いずれかが39歳以下の夫婦のみ)世帯は21万4千円以下)
※⑥は世帯の月額所得が11万4千円以下もしくは13万9千円以下
 - ▶ 市税を滞納していないかた ※分割納付は可の場合あり
 - ▶ 暴力団員でないかた など
- ※詳しくは、申込先へお問合せください。
- ◆申込み・問合せ(申込期間中に下記申込先へ申込書を提出)**
- 青森地区：市営住宅指定管理者協同組合タッケン
(駅前庁舎3階 ☎017-734-2381)
- 浪岡地区：市営住宅指定管理者(有)皆成建設
(浪岡庁舎3階 ☎0172-62-1167)



令和8年度青森市民意識調査結果報告書

市民の皆さんが、まちづくりや生活についてどのように考え、どのように行動しているかを把握し、施策・事業などを検討する基礎資料とすることを目的に、青森市民意識調査を実施しています。

このたび、令和8年度の調査報告書がまとまりました。報告書は、11/2(月)～、市HP、市役所各庁舎、各支所・市民センターなどでご覧になれます。

問 広報広聴課 (☎017-734-5107)

社会保険労務士による 障害年金相談コーナー

「障害年金制度について知りたい」「障害年金を受けるにはどうしたらいいの?」など、この機会に相談してみませんか。

時 11/17(火)～19(木)10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

所 障がい者支援課相談室(駅前庁舎1階)

問 国保医療年金課 (☎017-734-5352)



国民健康保険・後期高齢者医療制度に 加入の皆さんへ

- ◆交通事故などの治療における届出**
- 国民健康保険または後期高齢者医療制度で交通事故や第三者の行為によるケガ、食中毒などの治療を受けたときは、市への届出が必要です。
- ▼届出に必要なもの**
- 第三者行為による傷病届(担当課で配付、市HPに掲載)、交通事故証明書、マイナ保険証または資格確認書 など
- ◆ジェネリック医薬品を上手に活用してみましょう**
- 医療費の負担軽減につながります。ぜひご活用ください。
- ▼ジェネリック医薬品とは**
- 新薬の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で作られた薬です。開発にかかる時間や費用が少なく済むため、低コストで販売されます。病状などにより、薬を変更しないことが望ましい場合もありますので、利用については医師、薬剤師にご相談ください。
- ▼ジェネリック医薬品がある先発医薬品の選定療養について**
- ジェネリック医薬品のある先発医薬品を希望する場合は、先発医薬品とジェネリック医薬品の価格差の1/2相当の料金をお支払いいただく必要があります。この料金は保険適用外のため、公費負担医療制度の対象とはなりませんのでご注意ください。
- ◆リフィル処方せん・バイオシミラー(バイオ後薬品)をご存じですか?**
- リフィル処方せんとは症状が安定しているかたに対して、医師が処方可能と判断し医学的に適切とした期間について、最大3回まで繰り返し利用できる処方せんです。再診を受けずに薬を受け取ることができるので、通院負担を軽減できます。
- バイオシミラーとは国内で承認・販売されるバイオ医薬品の特許期間が過ぎた後、バイオ医薬品と同等・同質の品質、安全性、有効性で作られた薬です。バイオ医薬品は糖尿病やがんの治療効果が期待されており、低価格で販売されるバイオシミラーは自己負担軽減につながります。
- どちらも、利用については医師にご相談ください。
- ◆柔道整復の施術を受ける際は、負傷の原因を正確に伝えましょう**
- 整骨院や接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき、医師や柔道整復師の診断または判断により、医療保険が適用となる場合とならない場合があります。
- ▼適用となる場合**
- 外傷性が明らかな原因による骨折や脱臼、打撲、捻挫、挫傷(肉ばなれなど)と診断されて施術を受けた場合
- ※骨折及び脱臼は、応急手当は保険適用、それ以後の施術は医師の同意があれば保険適用となります。
- ▼適用とならない場合**
- ・単なる肩こりや筋肉疲労
 - ・慰安目的のあん摩・マッサージ
 - ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
 - ・労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷
- ※保険医療機関(病院、診療所など)と同じ時期に同じ負傷名の治療を受けているときは、保険給付の対象になりません。ただし、医療機関より相談・指示を受けた場合は保険適用となります。
- 問** 国保医療年金課 (☎017-734-5343)
- 浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)
- 青森県後期高齢者医療広域連合 (☎017-721-3821)

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

◆保険料が年金から天引き(特別徴収)されているかたへ

天引きされる保険料額は月によって変動します。

4月・6月・8月…年金振込時に前年度2月と同額を天引き(仮徴収)

10月・12月・2月…残りの保険料額を分割して天引き(本徴収)

※保険料額決定通知書(7月送付済)をご確認ください。

◆新たに後期高齢者医療制度に加入するかたへ

後期高齢者医療保険料は原則年金から天引き(特別徴収)されますが、年度途中に加入したかたの保険料は、納付書または口座振替で納付していただきます。

口座振替をご希望の場合は、これまで国民健康保険税を口座振替で納付していたかたでも、改めて手続きが必要になります。

◆保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りのかたは、市町村窓口へご相談ください。また、災害により住宅などに著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免が認められることがあります。(火災保険などの加入状況をご確認の上、お早めにご相談ください。)

※【保険料の納付は口座振替がお勧め】口座振替への変更は、金融機関または市役所窓口(駅前庁舎納税支援課、浪岡庁舎納税支援課、各支所等)で随時受付しています。

問 国保医療年金課(☎017-734-5340)

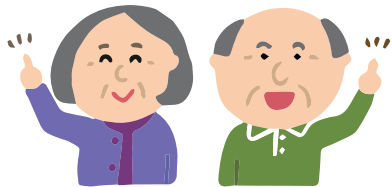
浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1153)

青森県後期高齢者医療広域連合

(☎017-721-3821 音声案内「1番」を選択)



WEB申込みは
こちらから



市営霊園管理事務所を閉所します

12/1(火)からR9.3/31(水)まで、三内・月見野・八甲田霊園の各管理事務所を、閉所します。

この期間中に埋葬するかたは、生活安心課(駅前庁舎4階)に「霊園使用許可証」と「火葬許可証」を提出してから埋葬してください。

なお、閉所期間中は、三内霊園「愛犬の墓」への納骨はできませんので、開所までお待ちください。

※浪岡墓園への埋葬手続は、浪岡振興部市民課で通年受付しています。

問 生活安心課(☎017-734-5277)、浪岡振興部市民課(☎0172-62-1140)

郵便局での電子証明書の更新の予約ができます！

マイナンバーカードの電子証明書更新が、市内11の郵便局分も予約できるようになります。12/1(火)以降の利用分を、11/16(月)から予約開始します。

所 市内11の郵便局(中央、西、千富、浪館、佃、造道、浜田、野内、幸畑、油川駅、浪岡)

対 電子証明書の更新期間を迎えたかた

申 予約コールセンター(☎017-734-5316)または市HPの更新予約サイトへ

問 市民課(☎017-718-0440)

暖房器具の取扱いに注意しましょう！

寒い時季に欠かせない暖房器具ですが、ちょっとした不注意や誤った使用方法によって火災になる可能性がありますので、暖房器具の取扱いには十分注意しましょう！

◆暖房器具の取扱い注意点

- 暖房器具の上部に洗濯物を干さない。
- 暖房器具の周囲に、燃えやすいものを置かない。
- 暖房器具の近くにスプレー缶を置かない。
- ストーブに給油するときは、必ず火が消えたことを確認してから行う。
- カートリッジ式燃料タンクは、給油後、キャップの締め付けを確実に行う。

問 消防本部予防課(☎017-775-0853)



HP



X

納期限のお知らせ

今月分として納めていただく市税などの納期限は、次のとおりです。

※口座振替の場合、納期限が引き落とし日

◆11/30(月)納期限

- ①市・県民税(普通徴収分) 第4期分
- ②国民健康保険税(普通徴収分) 第5期分
- ③後期高齢者医療保険料(普通徴収分) 第5期分
- ④介護保険料(普通徴収分) 第5期分
- ⑤児童保育負担金(保育料) 11月分
- ⑥市営住宅使用料 11月分
- ⑦市営住宅駐車場使用料 11月分
- ⑧放課後児童会負担金 11月分

◆12/10(木)納期限

- ⑨市・県民税(給与特別徴収分) 11月分

問 ①～⑤、⑧⑨納税支援課

(☎017-734-5209)

⑥⑦住宅政策課

(☎017-734-5572)

お困りごと相談窓口 **無料**

11月の市民相談

所 岡市民なんでも相談室(駅前庁舎1階)
(☎017-734-5249)

予約不要

[一般相談]

●市民なんでも相談室

時 月～金曜日(祝日を除く)

8:15～18:30※来庁または電話で受付

[特別・専門相談]※各相談10人程度

●人権相談

時 2(月)・16(月)10:00～15:00

●行政相談

時 5(木)・12(木)・19(木)・26(木)

10:00～15:00

●司法書士相談

時 2(月)・10(火)10:00～14:00

●不動産相談

時 5(木)・12(木)・19(木)・26(木)

10:00～15:00

●土地家屋調査士相談

時 2(月)10:00～14:00

●行政書士相談

時 13(金)・20(金)・27(金)

10:00～12:30

要予約

●法律相談

時 ①9(月)、②24(火)13:00～15:00

人 各5人(申込順)

申 事前に、

生活安心課(☎017-734-5250)へ

①は2(月)から、②は10(火)から

受付(8:30～)

※相談は、1回まで(1人20分間)

ひとり親家庭などの

無料法律相談 **要予約**

離婚・養育費などの相談に弁護士がお応えします。

時 12/3(木)13:00～15:00

所 子育て支援課 人 4人(申込順)

備 相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

申 問 11/30(月)までに、ひとり親家庭等就業・自立支援センター(☎017-734-5817)へ

浪岡地区

人権相談・行政相談

時 11/5(木)・19(木)9:00～15:00

所 浪岡総合保健福祉センター

問 浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1113)

市税などの 平日夜間納付相談窓口

平日夜間納付相談

[青森地区]

時 11/16(月)～19(木)・

24(火)～26(木)・30(月)20:00まで

所 問 納税支援課(☎017-734-5209)

[浪岡地区]

時 11/25(水)～27(金)・30(月)

20:00まで

所 問 浪岡振興部納税支援課

(☎0172-62-1141)

男女共同参画に係る

無料専門相談 **要予約**

A 離婚をはじめとする法律に関する問題に、弁護士がアドバイスします。

時 ①11/10(火)、②12/8(火)

人 3人(申込順)

備 相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

B こころの悩みに、公認心理師が応じます。

時 11/19(木) 人 2人(申込順)

備 相談時間は50分。申込時に相談内容をお知らせください。

時 13:00～15:00 所 アピオあおもり

申 問 問 ①は11/5(木)、②は12/3(木)までに、問は11/17(火)までに、県男女共同参画センター相談室(☎017-732-1022/水曜日を除く9:00～16:00)へ

犯罪被害者のための **要予約** ワンストップ相談会in青森

弁護士、警察官、心理専門職、社会福祉士、被害者相談員、女性相談支援センター相談員などが相談に応じます。

時 11/24(火)10:00～16:00

所 詳細は予約時説明

申 事前に、法テラス青森

(☎050-3381-2285、

☎one-stop@houterasu.or.jp)へ

